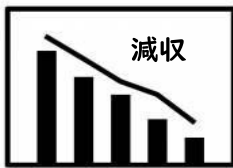


新型コロナウイルス感染症による 町税や公共料金等の納付が困難な方へ

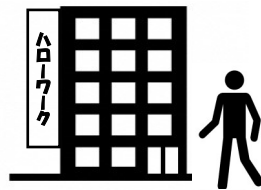
みなかみ町では、新型コロナウイルス感染症に感染した場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連した以下のようなケースで影響を受け、町税や公共料金の支払いが困難と認められた方に対して一定期間の徴収猶予をする制度があります。

ケース①



納税者が営む事業について新型コロナウイルス感染症の影響で収益の減少等著しい損失を受けた場合

ケース②



納税者が勤める会社で新型コロナウイルス感染症が発生し出勤停止や失業などに陥り収入が途絶えてしまった場合

ケース③



納税者が営む事業について新型コロナウイルス感染症の影響を受けてやむを得ず廃業や休止をした場合

◎徴収猶予が受けられる税金及び公共料金

- ・ 町税／固定資産税
- ・ 公共料金／水道料金、下水道使用料、町営住宅使用料

◎徴収猶予の申請で認められること

- ・ 新型コロナウイルス感染症が原因で上記のようなケースで損害等を受けて町税や公共料金の納付が一時に納付することにより事業の継続や生活の維持が困難な状況に陥った場合、申請により納期限の前後を問わず1年以内の期間に限り町税や公共料金の徴収が猶予されます。
- ・ 申請により徴収猶予を受けた町税や公共料金について期間中の延滞金は免除されます。また、同期間中は財産の差押や換価処分(売却)なども猶予されます。

<裏面につづく>

◎相談・問い合わせ先

〒379-1393 利根郡みなかみ町後閑318番地
みなかみ町役場 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口
電 話 0278-25-5000

※相談時間 (平日) 午前8時30分 ~ 午後5時

◎申請期間について

- ・町税については令和2年度からになります。納税通知書等がお手元に送付され、税額が確認できたのちに徴収の猶予を受けたい税金の納期限までに申請をしてください。納期限が過ぎた税金については申請できません。
- ・町の公共料金については随時申請書の受付をいたしますので各担当課までご相談ください。

◎申請書及び添付書類について

徴収猶予申請を行うに当たり、必要とする書類様式を確認していただき各担当課窓口にて請求していただくか町ホームページからダウンロードをして書類作成をしてください。

| 必 要 書 類 | 税 務 課 | 生活水道課 | 地域整備課 |
|---|--|--------------------|---------------|
| | 〔 固定資産税 〕 | 〔 水道料金 下水道使用料 〕 | 〔 町営住宅使用料 〕 |
| 徴収猶予(期間延長)申請書 | ○必要 (2部作成) | ○必要 (2部作成) | ○必要 (2部作成) |
| 表面の5つのケースの事実を証する書類 (経営の悪化や収入の減少などを説明する書類) | ○必要 | ○必要 | ○必要 |
| 町税・公共料金等滞納状況確認承諾書 (申請者に滞納金があるか確認調査をする承諾書類) | ○必要 | ○必要 | ○必要 |
| 財産収支状況書 | △必要 猶予金額が100万円未満が作成 | ×不要 | ×不要 |
| 収支の明細書 | △必要 猶予金額が100万円以上が作成 | ×不要 | ×不要 |
| 財産目録 | | ×不要 | ×不要 |
| 担保提供書 | △必要 猶予金額が100万円以上で尚かつ 猶予期間が4ヶ月以上は作成 | ×不要 | ×不要 |

※町税の徴収猶予申請については、猶予する税額及び期間により作成書類が変わりますのでご注意ください。

◎申請書類の提出先について

徴収猶予申請書の提出先は町税及び公共料金の各担当課及び各支所になります。

- ・町税(固定資産税)・・・税務課(本庁舎1F)
- ・水道料金、下水道使用料・・・両毛ビジネスサポートみなかみ事業所(本庁舎B2)
- ・町営住宅・・・・・・・・群馬県住宅供給公社みなかみ支所(本庁舎B2)

※受付時間/平日 午前8時30分～午後5時

※水上支所及び新治支所でも申請書類は受付ます。

- ・町税や町の公共料金に滞納がある方は徴収猶予申請はできませんが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて納税や町の公共料金の納付が難しい方は納税(付)相談を希望して一度ご来庁ください。各担当課で今後の納税・納付に関する相談に応じます。
- ・今後の国の税政支援策が決まりましたら順次ご案内いたします。